

過大規模校、過小規模校の課題対策について

前回の議論では、単に学級数だけで判断するのではなく、一定の学級数を標準規模とし、過大規模校、大規模校、小規模校、過小規模校と分類分けをする「一般的目安からの評価」とともに、現状の学校規模（敷地面積や建物面積）を基に「現状における施設状況からの評価」も考慮すべきとしました。これらを踏まえて、課題解決の方策について検討します。

一 《国による例示等》

文部科学省発出の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、以下のような事例が紹介されています。（第2回目会議 資料2 p14参照）

1 学校の分離・新設

学校を新設し、既存校から分離する。

（ex.平成27年に山田第二小学校の校区の一部を分離し、千里丘北小学校を新設）

2 通学区域の見直し

(1) 校区の見直し

小規模校や大規模校において、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、学校規模の適正化を計る。

（ex.平成15年に千里新田小学校の校区の一部を千里第三小学校、桃山台小学校に変更）

(2) 学校選択制の導入

市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認める自由選択制度や、就学を希望することができる学校を限定する隣接区域選択制度、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める特認校制、特定の地域に居住する者に学校選択を認める特定地域選択制などがある。（資料2参照）

(3) 統合

学校を統合し、学校規模を拡大する。

（ex.平成15年に竹見台小学校と南竹見台小学校を統合し、千里たけみ小学校とする。）

3 学校施設の増築等

校舎、教室等を増築する。

（ex.令和3年完成予定の千里第二小学校や千里丘中学校）

4 教職員数を増やすこと

学校規模は見直さず教頭を複数配置することやミドルリーダーの役割を果たす教員を配置する等の工夫を行う。

5 学校規模の問題を解消する上での主な課題等

文部科学省が行った、都道府県や市町村に行った調査では、市区町村が学校規模の適正化を図る上での主な課題や懸念について以下の点が挙げられている。

- (1) 保護者や地域住民への理解、協力
- (2) 地域コミュニティの維持
- (3) 地理的要因
- (4) 予算の確保
- (5) 今後の学齢人口を推計するのが困難

二 35人学級移行による普通教室確保について

1 趣旨

令和3年2月2日に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(いわゆる「義務標準法」)の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。

(令和3年3月1日時点)

この制度では少人数による指導体制の計画的な整備について、小学校における学級編制の標準を令和7年度までに、35人に段階的に引き下げることとするものです。

(資料3参照)

2 現状・課題

令和3年度は、令和2年度まで大阪府が独自の方針として2年生も35人学級としていた方針をそのまま踏襲し、実質の変化はないと思われま

た。ただし、児童数増加による過大校対策を検討する学校においては、令和4年度以降、この学級編制の移行により、31学級以上の過大規模校となる小学校や保有普通教室が不足となる小学校が増加する見込です。(資料4～6参照)

3 教室確保のための取組策

現時点では国や大阪府から次年度以降の教職員の確保も含めて、具体的な情報が発出されていないので、まだまだ不明確な点がありますが、以下の点について検討する必要があります。

(1) 学級数が31以上となる過大規模の小学校が、令和8年度には7校となる見込であるが、(資料4～6参照)保有教室の過不足については、全市的にはプラスの状況であることから全市的に校区の見直しの必要性について検討します。

◎ この点について、全市的に見直すのか、過大規模校や過小規模校の隣接地域での見直しに限定するの等、ご意見をいただきたい。

(2) これまで少人数教室等として確保していた2教室を、今後は1教室に減らし普通教室を確保します。また、過大規模校でなくても、普通教室が不足となる学校もあることから、新たな新築増築計画を立てるとともに、既存の計画の前倒しも検討します。

◎ 増築工事においては期間もかかり、工事スペースの確保が必要です。また、教室の確保を新築増築のみに頼ると、過大規模校が増加する一方で過小規模校は依然として残る状況となることから、この点についてご意見をいただきたい。

三 《吹田市の取組方策》

国の例示や、35人学級編制による課題等を踏まえ、以下の点について検討します。

1 過小規模校対策

過小規模校については、以下の課題解決策が考えられます。

(1) 通学区域（校区）の見直し

過小規模校に対しては、隣接する学校の通学区域の一部を通学区域として編入し、または、隣接校区の一部を調整区域として指定し、過小規模校の通学区域を拡大させる。

(2) 学校選択制（小規模特認校等）

過小規模校については、特別認定校として位置づけ、当該の学校に限って、市内全域からの児童生徒の入学を認める制度が考えられます。

(3) 学校の統合について

通学区域の変更や調整区域の設定が実施できない場合や実施によっても過小規模課題が解決しない場合は、学校の統合も考えられます。

◎ これらについてメリット・デメリット、優先順位や留意点、その他解決策などについてご意見をいただきたい。

2 過大規模校対策

過大規模校については、今後の児童生徒推計なども考慮し、通学区域の見直しをすることが考えられます。ただし、検討するにあたってはさまざまな課題検討や実施までに相当の期間が必要となることから、教室改修や敷地内増築等も合わせて検討します。

(1) 通学区域（校区）の指定

大規模校に対しては、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、大規模校の通学区域を縮小させる。

(2) 調整区域の設置

特定の地域に住む児童生徒に限って、就学が指定されている学校か、他の学校を選択することができる。

(3) 学校内施設の整備

将来の学級数を見通して、教室改修や新築増築する際には、給食配膳室、職員室、トイレ等の整備も検討する必要がある。また、体育館や運動場も狭くなることも考慮する必要がある。

(4) 教職員の増員

東京都や大阪市などのように副校長*などを設置して学校内の管理体制を強化することや、担任以外でもフォローできる教職員を増やすことなども検討する。

* 副校長とは、「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる」（学校教育法第37条5項）者をいい、校長と教頭の上に位置づけられる。

◎ これらについてメリット・デメリット、優先順位や留意点、その他解決策などについてご意見をいただきたい。

3 課題対策を進めるうえでの留意点等

学校規模の課題解決は、児童生徒やその保護者に対して積極的な情報提供に努めるとともに、市民ニーズを踏まえながら、中長期的な視点が重要です。

なお、その推進にあたっては、以下の点について留意することが必要です。

(1) 学校施設の整備等

小・中学校の多くは、人口急増期の昭和40年代から50年代に整備されており、今後、学校建替えが集中することとなることから、新築増築にあたっては、学校施設の建替えを視野に入れて検討する必要がある。

(2) 小学校と中学校との連携

中学校ブロックでの取り組みも行われており、小・中学校の9年間における学びの連携についても配慮する。

(3) 在籍児童生徒等への配慮

通学区域の変更等の場合には、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、在籍する児童・生徒及び保護者の負担に配慮するなど、円滑な移行に向けた取組を検討する。

(4) 地域の協力

学校はもとより、保護者や地域住民等に情報提供や丁寧な説明を行い、課題を共有するよう努めることが必要である。

(5) 通学路・通学距離の検証・対応等

通学距離に配慮し、通学路の安全対策等について検討することが必要である。

(6) 基準の見直し等

学校規模の基準については、児童生徒数の推移や今後の推計、社会状況等を踏まえ、学校教育制度に係る国や府の動向等に注視しながら、必要な都度、見直し等を図ることが必要である。

(7) その他

平成14年の吹田市立小・中学校の適正規模等に関する意見書（適正化手段）でも最適化方策について言及しています。（資料7参照）

◎ (1)～(7)について優先順位やその他留意点などについてご意見をいただきたい。

4 その他

全体を通じて、今後解決策を市教育委員会が検討するにあたり、アドバイスや意見等があればお願いします。